

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第2章 課税所得の範囲</b></p> <p style="text-align: center;"><b>法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係</b></p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第10条第2項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。）には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 規則第7条第1項各号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」（同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この10—10において「身体障害者手帳等」という。）</p> <p>イ <u>令第31条の2第8号《障害者等の範囲》</u>に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長（公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長（同項に規定する特別区の長を含む。）をいう。以下この(1)において同じ。）の支給決定通知書</p> <p>ロ～ニ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>規則第7条第1項第13号</u>に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」</p> <p>規則第7条第2項第3号に掲げる書類（次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの</p> <p>(4) 規則第7条第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」（以下(4)において「住民票の写し等」という。）</p> <p>(注)（省略）</p> <p>イ～ツ （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 課税所得の範囲</b></p> <p style="text-align: center;"><b>法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係</b></p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第10条第2項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。）には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 規則第7条第1項各号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」（同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この10—10において「身体障害者手帳等」という。）</p> <p>イ <u>令第31条の2第11号《障害者等の範囲》</u>に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長（公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長（同項に規定する特別区の長を含む。）をいう。以下この(1)において同じ。）の支給決定通知書</p> <p>ロ～ニ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) <u>規則第7条第1項第14号</u>に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」</p> <p>規則第7条第2項第3号に掲げる書類（次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(注)（同左）</p> <p>イ～ツ （同左）</p>

ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

## 第5章 公的年金等に係る源泉徴収

### 法第203条の3《徴収税額》関係

#### (公的年金等を併給する場合の税額の計算)

203の3—1 法第203条の2《源泉徴収義務》に規定する公的年金等の支払者が、一の受給者に対し種類の異なる2以上の公的年金等を支給する場合（法第203条の3第4号に掲げる公的年金等と同条第1号から第3号までに掲げる公的年金等を併せて支給する場合を除く。）の法第203条の3の規定の適用に当たっては、当該2以上の公的年金等の金額の合計額を基礎として公的年金等の金額及び当該公的年金等に係る控除額の計算（当該2以上の公的年金等が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める方法により計算）を行うものとする。

ただし、この場合において、当該2以上の公的年金等が、それぞれ異なる法律に基づくもので、かつ、当該2以上の公的年金等が相互に関連又は補完関係を有しないことなどにより支払に関する事務及び支払がそれぞれ別に行われている場合には、同条第3号に掲げる公的年金等を除き、当該2以上の公的年金等の別に計算して差し支えないものとする。

(1) 一の受給者に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、法第203条の3第1号に掲げる公的年金等と同条第2号に掲げる公的年金等に該当する場合（(2)に該当する場合を除く。） 当該公的年金等の金額の合計額を同条第1号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。

(2) 一の受給者（令第319条の6第2項第1号イからハまでに規定する退職年金又は旧職域加算年金給付の受給者を除く。）に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、同条第1項第1号ハからホまでに規定する退職共済年金と厚生年金保険法第32条第1号に掲げる老齢厚生年金に該当する場合 当該公的年金等の金額の合計額を法第203条の3第2号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。

ネ 規則第7条第1項第17号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

## 第5章 公的年金等に係る源泉徴収

### 法第203条の3《徴収税額》関係

#### (公的年金等を併給する場合の税額の計算)

203の3—1 法第203条の2《源泉徴収義務》に規定する公的年金等の支払者が、一の受給者に対し種類の異なる2以上の公的年金等を支給する場合の法第203条の3の規定の適用に当たっては、次によるものとする。

(1) 公的年金等の支払者ごとに、当該2以上の公的年金等の金額の合計額を基礎として公的年金等の金額及び当該公的年金等に係る控除額の計算を行う。

ただし、当該2以上の公的年金等が、それぞれ異なる法律に基づくもので、かつ、当該2以上の公的年金等が相互に関連又は補完関係を有しないことなどにより支払に関する事務及び支払がそれぞれ別に行われている場合には、当該2以上の公的年金等の別に計算して差し支えないものとする。

(2) (1)の場合（ただし書に該当する場合を除く。）において、一の受給者に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、法第203条の3第1号に掲げる公的年金等と同条第2号に掲げる公的年金等に該当するときは、(1)により計算した公的年金等の金額の合計額を同条第1号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。

(新旧公的年金等の差額等に対する税額の計算)

203の3—2 公的年金等の改定、裁定等が既往にさかのぼって実施されたため、既往の期間に対応して支払われる公的年金等に対する法第203条の3の規定の適用に当たっては、次に掲げる公的年金等の区分に応じそれぞれ次によるものとする。

(1) (省略)

(2) 裁定、改定等の遅延、誤びゅう等により既往にさかのぼって支払われる公的年金等

イ 当該公的年金等は、その支給額の計算の対象とされた期間に係る各々の支払期月の公的年金等とする。この場合において、法第203条の3第1号、第2号又は第3号の規定による控除額は、当該公的年金等の収入すべき日(36—14の(1)のイに掲げる日をいう。以下この(2)において同じ。)において提出されている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(新規裁定の場合には、当該公的年金等の支払をする日の前日までに提出された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)に基づいて計算する。

ロ 上記の場合において、当該公的年金等が改定等に伴う新旧公的年金等の差額である場合には、上記のイの方法に代え、同一月割額グループ(当該差額の収入すべき日の属する年の異なるごとに、かつ、当該新旧公的年金等の改定等後及び改定等前の月割額の異なるごとに区分されたグループをいう。以下このロにおいて同じ。)別に、次の算式により計算して差し支えない。

(新旧公的年金等の差額等に対する税額の計算)

203の3—2 公的年金等の改定、裁定等が既往にさかのぼって実施されたため、既往の期間に対応して支払われる公的年金等に対する法第203条の3の規定の適用に当たっては、次に掲げる公的年金等の区分に応じそれぞれ次によるものとする。

(1) (同左)

(2) 裁定、改定等の遅延、誤びゅう等により既往にさかのぼって支払われる公的年金等

イ 当該公的年金等は、その支給額の計算の対象とされた期間に係る各々の支払期月の公的年金等とする。この場合において、法第203条の3第1号又は第2号の規定による控除額は、当該公的年金等の収入すべき日(36—14の(1)のイに掲げる日をいう。以下この(2)において同じ。)において提出されている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(新規裁定の場合には、当該公的年金等の支払をする日の前日までに提出された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)に基づいて計算する。

ロ 上記の場合において、当該公的年金等が改定等に伴う新旧公的年金等の差額である場合には、上記のイの方法に代え、同一月割額グループ(当該差額の収入すべき日の属する年の異なるごとに、かつ、当該新旧公的年金等の改定等後及び改定等前の月割額の異なるごとに区分されたグループをいう。以下このロにおいて同じ。)別に、次の算式により計算して差し支えない。

〔算式〕

(A)

{ 同一月割額グループにおける改定等後の公的年金等の月割額(a)×同一月割額グループに係る支給対象月数(b)

(B)

{ (a)の金額を基に法第203条の3第1号、第2号又は第3号の規定により計算した控除額×(b)

} × 5 %  
(10%)

(C)

- { 同一月割額グループにおける改定等前の公的年金等の月割額(c)×(b)

(D)

- { (c)の金額を基に法第203条の3第1号、第2号又は第3号の規定により計算した控除額×(b)

} × 5 %  
(10%)

- (注) 1 { } 内の金額が赤字となる場合には、0とする。  
2 (B)又は(D)の控除額の計算については、(2)のイの取扱いに準ずる。  
3 法第203条の3第3号に掲げる公的年金等について、(A)-(B)又は(C)-(D)の残額が162,500円×(b)の金額を超える場合には、その超える部分の金額に税率10%を適用して計算する。

## 附 則

### (経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の10—10の取扱いは、平成27年10月1日以後適用する。

### (経過的处理(2))

この法令解釈通達による改正後の203の3—1及び203の3—2の取扱いは、平成27年10月1日以後に支払うべき公的年金等から適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

〔算式〕

(A)

{ 同一月割額グループにおける改定等後の公的年金等の月割額(a)×同一月割額グループに係る支給対象月数(b)

(B)

{ (a)の金額を基に法第203条の3第1号又は第2号の規定により計算した控除額×(b)

} × 5 %

(C)

- { 同一月割額グループにおける改定等前の公的年金等の月割額(c)×(b)

(D)

- { (c)の金額を基に法第203条の3第1号又は第2号の規定により計算した控除額×(b)

} × 5 %

- (注) 1 { } 内の金額が赤字となる場合には、0とする。  
2 (B)又は(D)の控除額の計算については、(2)のイの取扱いに準ずる。